

春季休業中における中学校卒業生の部活動参加について

平成29年4月18日
山口県高等学校体育連盟

○ 中学校を卒業した高等学校新入学生の部活動入部並びに練習参加について

- 1 高等学校新入学生が部活動に正式に入部できる時期は、入学式終了後とする。
- 2 高等学校入学試験に合格した生徒で中学校卒業式を終了した者は、それ以後の当該高等学校の部活動の練習に参加することができる。
この場合、練習への参加については、中学生及び保護者の主体的な判断であり、決して強制的に参加を求めることがあってはならない。また、実施にあたって部顧問は、練習計画、指導内容及び安全面に対する配慮等を当該高等学校長と十分に協議を行い、承認を得ること。
特に、中学校卒業式後から3月31日までの活動については、中学校の管理下から離れ保護者の管理下となるため、当該高等学校から中学校長、保護者及び本人へ説明を行い、それぞれから練習の参加について承諾を得ること。
なお、卒業式以後から3月31日までは「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の適用外となるため、スポーツ安全保険等の任意の傷害保険に加入するよう留意すること。
- 3 4月1日(指導要録上入学日)から入学式前日までの教育活動に位置づけられた練習中の事故については高等学校の管理下となるが、最終的には、個々の事案について独立行政法人日本スポーツ振興センターが判断するため、引き続きスポーツ安全保険等の任意の傷害保険に加入するよう留意すること。

○ 中学校を卒業した高等学校新入学生を練習に参加させる場合の留意点

中学校から高等学校への円滑な活動の連携を図るものであることから、部活動においては、常に生徒の心身の発達段階と上級生などとの体力・技能の差に配慮して適切な休養を確保しながら実施することが大切です。

- (1) 中学校と高等学校の教育課程の相違を鑑み、練習内容においては高校生とは別メニューを組むなどの配慮をすること。
 - (2) 4月1日(指導要録上の入学日)以降の練習内容においても入学式まではもとより、当分の間は(1)の配慮を心がけること。
- ※ 特に春季休業中の練習内容に配慮が見受けられずに重大なケガ等をした場合は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の適用外となるケースも出てきているので注意すること。(中高一貫校においても同様)
- (3) 春季休業中の高体連主催大会(支部大会)には出場できません。
高体連の公式試合への出場は、入学式後(中高一貫校においては始業式後)に入部手続きを経て、参加資格等に適合するとともに、体力、技術のみならず在籍校の代表にふさわしい生徒であるという校長の判断のもとに、許可を受けて出場することとなります。
※入学式の日程に違いがある場合はやむを得ない。